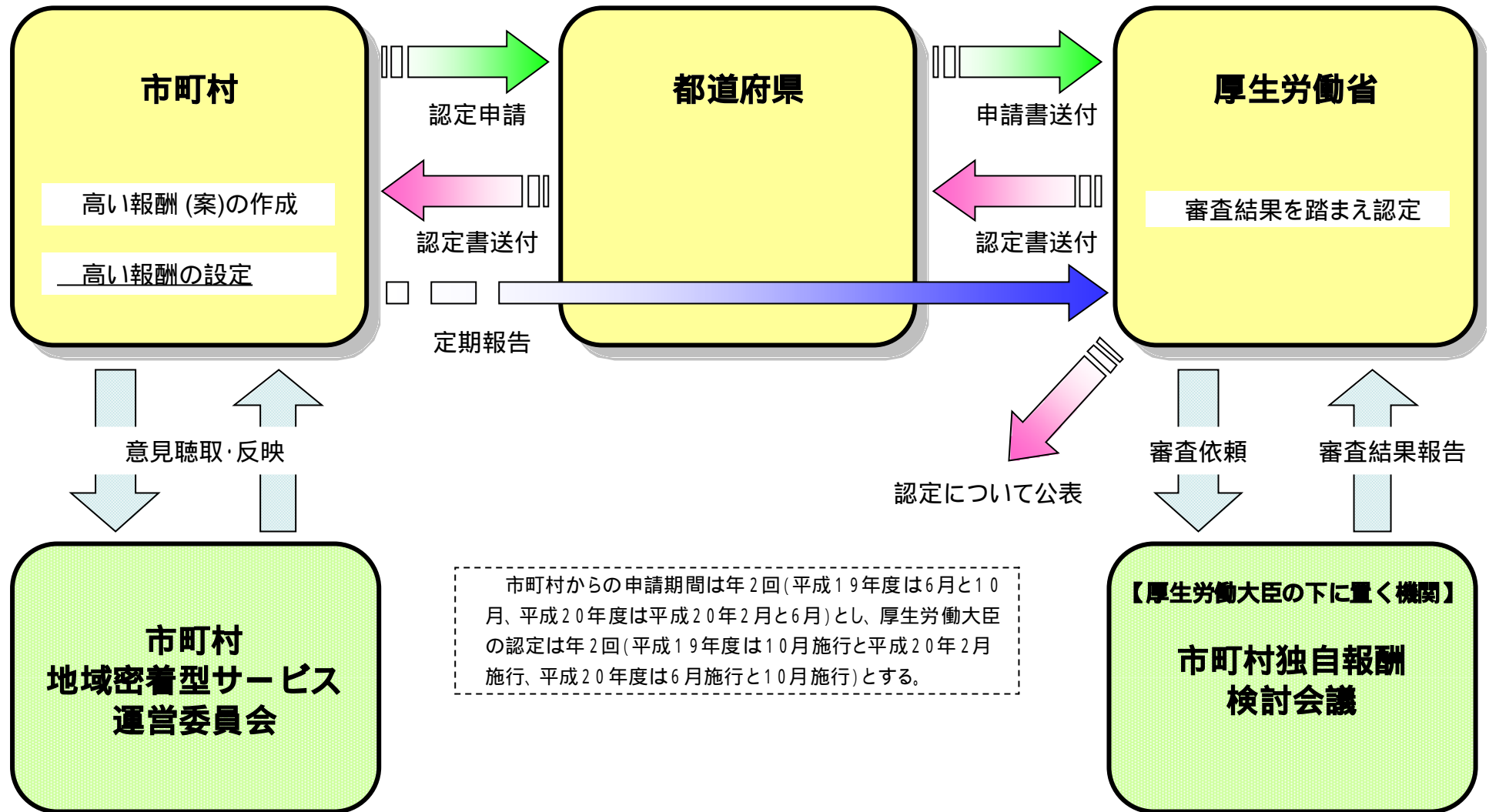


市町村独自の高い報酬設定までの流れ



市町村からの申請期間は年2回(平成19年度は6月と10月、平成20年度は平成20年2月と6月)とし、厚生労働大臣の認定は年2回(平成19年度は10月施行と平成20年2月施行、平成20年度は6月施行と10月施行)とする。